

令和 2 年 9 月 8 日  
総務教育常任委員会  
教育総務部学務課

## 家庭学習支援一時金の支給状況について

1. 趣旨  
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市内の小・中学校等を 5 月末まで臨時休校としたため、各家庭には様々な負担が生じた。とりわけ経済的に困窮している家庭や養護学校の幼児児童生徒の家庭には、大きな負担となったことを勘案し、「家庭学習支援一時金」を支給する。
2. 支給対象者
  - ① 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間に就学援助認定を受けた者の保護者（生活保護世帯を除く）
  - ② 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間に加古川養護学校に在籍する市内在住の幼児児童生徒の保護者（生活保護世帯を除く）
3. 支給額  
幼児・児童・生徒一人当たり 10,000 円／一ヶ月
4. 対象者
  - ① 延 2,095 人（小学校 1,376 人・中学校 719 人）  
※7/29 に就学援助認定通知を送付した保護者
  - ② 延 47 人（幼稚部 3 人・小学部 21 人・中学部 9 人・高等部 14 人）
5. 支給済対象者
  - ① 延 2,042 人（小学校 1,339 人・中学校 703 人）
  - ② 延 42 人（幼稚部 2 人・小学部 18 人・中学部 8 人・高等部 14 人）
6. 支給日  
令和 2 年 8 月 28 日（金）又は 8 月 31 日（月）
7. 支給総額
  - ① 40,770,000 円
  - ② 840,000 円